

会 議 録

名 称		令和5年度第2回中央区いじめ問題対策委員会
開催年月日		令和5年12月20日（水） 午後5時～6時50分
開催場所		中央区教育センター6階 会議室（わくわく2）
出席者	委員	神内 聡（委員長）、磯崎奈保子、鈴木眞理、小澤美和（職務代理者）、三宅美紀
	区側出席者	生島教育委員会事務局次長、熊木教育センター所長、飯島指導主事、小松指導主事、楡木管理係長、蓼沼管理係主任
配布資料		資料 1 中央区いじめ問題対策委員会委員名簿 資料 2 中央区いじめ問題対策委員会事務局職員名簿 資料 3 いじめ問題対策連絡協議会の協議内容について 資料 4 いじめの認知件数について
議事の概要等		1 教育委員会事務局次長あいさつ 2 開会 3 委員長あいさつ 4 議 題 （1）いじめ問題対策連絡協議会の協議内容について （2）いじめの認知件数について （3）いじめ発生事例の対応について（ケーススタディ） 5 閉 会
審議の経過		別紙のとおり

令和5年12月20日開催
中央区いじめ問題対策委員会
審議の経過

1 開会

- 事務局より中央区いじめ問題対策委員会条例施行規則第4条に基づき、会議は原則公開し、議事録作成のために録音する旨を説明。

2 教育委員会事務局次長あいさつ

- 次長から挨拶。

3 開会

4 委員長あいさつ

- 神内委員長からあいさつ。

5 議題

(1) いじめ問題対策連絡協議会の協議内容について

- 事務局から資料3について説明

概要

- ・ 第1回目（6月開催）の協議会では、いじめの未然防止に繋がるより良い人間関係について協議した。異学年交流、縦割り班活動、対話的な学びなどが、人間関係作りの工夫点として各学校から挙げられた。
- ・ 第2回目（12月開催）の協議会では、いじめの早期発見・早期対応のための情報共有について協議した。子どもからの訴えを確実に受け止める体制の構築として、休み時間の見守りや校内巡視、生徒と担任間で行う毎日の交換日記、担任以外の教職員と相談できる機会の設定、保護者との情報共有を密にすることなどが、各学校から挙げられた。

(2) いじめ認知件数について

- 事務局から資料4について説明

概要

- ・ 令和5年10月末現在の認知件数は、昨年同月のものと同程度である。これは、児童・生徒に目を配り、軽微ないじめも見逃さないという早期発見の姿勢が根付き、早期解決のために積極的な認知が図られたことが一因と考えられる。
- ・ 小中学校共に、冷やかしからいじめ、悪口や文句など、何気ない言葉のやり取りからいじめにつながる可能性があるため、大人がアンテナを高くして子ども同士のやり取りを観察することが大切である。
- ・ 中央区のいじめ発見・訴えの傾向として、アンケート調査による発見が全国平均より少なく、「被害を受けた当該児童生徒の保護者からの訴え」が多い傾向に

ある。

【委員からの主な意見】

- ・ 担任の先生が児童・生徒との日常的な会話を通して、子どもが発する言葉をキャッチすることが早期発見に繋がると考えており、それは難しくもあり大切なことである。
- ・ 人手不足（教員不足）の中で困難ではあるが、いじめをなくすには、ある程度いじめのパターンを分析することが必要である。
- ・ 異学年交流や縦割り班活動はいろいろな場面で取り組まれているが、同学年の子どもでもコミュニケーション力は様々で、そこに格差が生じることも見逃してはいけない。
- ・ 受験に備えて塾などに通う場合、塾で人間関係が形成される可能性があり、そこでいじめが発生することも考えられる。その場合、個人情報に関係で塾側からの情報提供を求める場合もあるので、民間業者と連携して対応する必要がある。

(3) 発生事例の対応について（ケーススタディ）

- 委員長から個人情報保護の観点から、中央区いじめ問題対策委員会条例施行規則第4条第1項に基づき、会議を非公開で行いたい旨提案
- 異議なしのため非公開委員会開会

8 閉 会

- 委員長から閉会の宣言を行う。